

PCBの処分期限が迫っています！

PCB(ポリ塩化ビフェニル)を含有している廃棄物はありませんか？

PCBは処分期限が定められています

高濃度PCB(5,000mg/kg超含有)は平成34年3月31日

低濃度PCB(0.5~5,000mg/kg含有)は平成39年3月31日

までにそれぞれ処分しなければなりません



トランス・コンデンサ等



試薬類



ホーナーボン紙
※教育大時代のもの



**法律で処分期限が定められていますので
処分期限後は国内では処分できなくなる可能性があります**

個別にトランスやコンデンサにPCBが含まれているかを調査・分析を行い
確認する必要があります

試薬なども同様に規制がかかりますので保有しているか確認が必要です

確認の結果、PCBが含まれていた場合は措置が必要です

全てのPCB含有物 → 濃度の確認と保有量・処分状況を県に報告

高濃度PCB含有物 → 上記報告に加えJESCOに委託処分の為の登録

濃度の確認や登録をしないと処分することができません

実験室・作業場にPCBを含有している製品や試薬が無いか、今一度確認
をお願いします

<http://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/hitai/shisetsu/shisetsu/pcbtodokede.html>

PCB含有またはその疑いのある廃棄物の処分までの流れ

1. PCB含有廃棄物かどうかを調べます

- ① トランス, コンデンサ等の場合には銘板等の情報をもとにメーカーに問い合わせます
- ② 試薬や濃度調製した標準溶液なども対象になります
- ③ 不明な場合には外部に分析依頼をします

2. ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書の届出1

- ① PCB含有廃棄物が発生した翌年度に県に届出ます
※産廃業者へ処分の見積もりを取る際、届出や分析結果の確認をします
従って、早くても処分は届出後の7月以降となります
- ② 届出書は毎年エリア支援室等を通じて調査依頼をしています。5月下旬を目途に所有者ごとに届出書を作成しリスク・安全管理課へ提出します
提出された届出書はリスク・安全管理課で取りまとめ自治体に報告します

3. 高濃度PCB(5,000ppm超含まれる)廃棄物の場合

- ① 平成33年度中(平成34年3月31日)までに処分する必要があります
- ② 高濃度PCBは処分に先立ちJESCOに荷姿登録をします
<http://www.jesconet.co.jp/customer/faq.html>
- ③ JESCOの指示に従い、委託処分を実施します

4. 低濃度PCB含有廃棄物の場合

- ① 平成38年度中(平成39年3月31日)までに処分する必要があります
- ② 低濃度PCB廃棄物を処分可能な産廃業者に見積もりを取り
見積もり時に届出状況や分析結果が必要となる場合があります
- ③ 契約後、スケジュールを調整し委託処分を実施します

5. ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書の届出2

- ① 処分をした翌年度に県に届出ます(2で作成するものと同じ様式の届出書です)
- ② 届出書は毎年5月下旬を目途に作成しリスク・安全管理課へ提出します
提出された届出書はリスク・安全管理課で取りまとめ自治体に報告します

年度内に発生したPCB含有廃棄物の処分は次年度の届出以降になるため早めの対応が必要です

年度	PCB含有廃棄物発生年度												翌年度												翌々年度～																	
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8													
両濃度	1.新たなPCB含有物の発生																																									
両濃度	PCB含有物が発生した翌年度												2.届出																													
高濃度																									3.登録(JESCO)・見積もり・処分																	
低濃度																								4.見積もり・処分																		
両濃度													前年度に処分した、または未処分のPCBについて												5.届出																	